

西条市監公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第2項の規定に基づき、令和8年1月14日付け西議第281号により西条市議会から監査請求のあった事項について監査を実施したので、その結果を次のとおり公表します。

令和8年3月18日

西条市監査委員	日野	徳久
同	徳増	竜伍
同	高橋	保

## 議会監査請求の監査結果

### 第1 監査の請求

地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第2項の規定に基づき、西条市議会から令和8年1月14日付け西議第281号で監査及び結果報告請求書（以下「請求書」という。）が提出された。

### 第2 監査請求の内容

#### 1 監査請求事項

提出された請求書による監査請求事項は、次のとおりである。

- (1) 市立学校の適正規模及び適正配置に係る意思決定プロセスにおいて、市長の言動が教育委員会の主体的判断及び事務執行に及ぼした影響の実態
- (2) 西条市学校適正規模・適正配置等審議会の答申後、パブリックコメント等の正当な行政手続きが停滞・遅延していることに関し、市長による直接的な指示又は不適切な働きかけの有無
- (3) タウンミーティング等の場で、市長が説明用資料として用いている文書の作成経緯及びその妥当性
- (4) 市長と教育委員会事務局との間における協議・指示の記録管理が適正に行われているか否か
- (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定される教育委員会の職務権限が、市長によって侵害されていないか否か

#### 2 請求の理由

本市において、教育委員会が諮問した「市立学校の適正規模及び適正配置に関する事項」に関し、西条市学校適正規模・適正配置等審議会において専門的見地からの検討を経て答申がなされた。

しかし、その後の総合教育会議において、当該答申の内容に市長が異を唱えたことを端緒として、本来進めるべきパブリックコメント等の正当な行政手続きが停止しており、教育行政の停滞は看過できない状況にある。

そこで、保護者や市民の不安を可及的速やかに解消し、本市教育行政の適正な執行を確保するため、客観的な事実解明を目的として、本監査を請求するものである。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査の対象事項

監査請求事項に関する事務

#### 2 監査の対象部署

- (1) 教育委員会事務局教育総務課
- (2) 教育委員会事務局学校政策課
- (3) 経営戦略部政策企画課
- (4) 経営戦略部シティプロモーション推進課

### 3 監査対象期間

令和6年度から令和7年度までを基本として実施する。

### 4 監査の経過

- (1) 監査委員は、令和8年1月14日に請求書を受領後、同月21日に監査実施計画等を決定した。
- (2) 監査対象機関から提出された監査資料を書面監査するとともに、令和8年2月10日に教育委員に対し、令和8年2月19日に教育委員会事務局職員に対し、令和8年3月6日に市長及び教育長に対して監査委員による調査を実施した。

## 第4 監査の結果

- 1 市立学校の適正規模及び適正配置に係る意思決定プロセスにおいて、市長の言動が教育委員会の主体的判断及び事務執行に及ぼした影響の実態

### (1) 事実確認

#### ア 令和6年12月定例市議会市長答弁

「小規模校におきましても、ICT教育の充実に努めることで教育環境は改善できると考えており、学校の現状を維持しながら、支え続けるのが行政の責務であると再認識しております。現在、教育委員会におきまして、西条市学校適正規模・適正配置等審議会を開催し、教育的見地からの学校規模適正化につきまして、委員の皆様には審議をいただいているところであり、2月に開催される予定の総合教育会議におきまして、その検討の結果につきまして報告を受け、協議・調整することとなっております。その場におきまして、統廃合を含む小・中学校の学校再編につきまして、私なりの意見をお伝えした上で決断したいと考えておりまして、御理解をいただきたいと思います。」

イ 令和7年1月22日 西条市学校適正規模・適正配置等審議会が教育委員会に答申書を提出する。

ウ 令和7年2月18日令和6年度第3回総合教育会議

#### (ア) 市長発言

小中学校の教育について、市民の声をしっかりと聞くことが重要であるが、今回、たたき台として再編の可能性を指摘された小学校区においては、答申案の付帯意見として提示されたように、該当する校区の様々な立場の方が参

加する協議会を立ち上げ、協議していくことが望ましいものと考えている。その際、小中学校を少人数のまま維持していく場合と再編する場合のそれぞれの長所と短所を提示した上で、十分に時間をかけて意見交換をすることが大切である。

複式学級が良いか悪いかという結論は簡単には出ない。それぞれの良さがあり、どちらが良いとも言えない。答申で気になったのは、複式学級を解消することを大きな目的として掲げている点である。人口動態は流動的であり、学年によっては複式学級になる年もあるし、そうでない年もあるだろう。複式学級であっても、必ずしも一人というわけでもない。複式学級がダメだという前提で進めていることに疑問を感じる。

今回の答申の内容で市長が気になった点について。地域別適正化計画（案）は、年次を分けて10年計画としているが、現時点ではっきり分けることができるのか疑問に感じている。教育分野はどんどん変化している。最近では、デジタルやICTを含め状況が絶えず変化しており、文部科学省の学習指導要領も改訂された。人口動態も経済情勢やお住まいの地域によって変わってくる。例えば、一つ工場がその地域にできると、副次的にアパートやマンションが建つことも想定される。その場合、人口動態が適正かどうかという問題が出てくる。統廃合が関係する地域の場合は、すぐに結論を出さず、地域の皆様の声をしっかりと聞くことが大切だと思っている。

今回の答申の内容について。一年間検討した結果の、一つの案として参考とさせていただきます。しかし、すべてが答申案のとおりになるかといえば、現時点では未定である。私自身は学校の統廃合は避けたいと考えており、そのために尽力していきたい。

#### (イ) 学校政策課長説明

西条市学校適正規模・適正配置等審議会の答申書を議案資料として提出し、学校政策課長が「今後につきましては、本答申を基に、教育委員会において、「(仮称)西条市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本計画（案）」を作成することとしております。」と説明した。

#### エ 令和7年3月定例市議会市長答弁

審議会から提出されました答申を基に、教育委員会におきまして策定予定の(仮称)西条市立小・中学校の学校適正規模及び適正配置に関する基本計画（案）に基づき検討が進められていくこととなりますが、全ては子どものためという理念を念頭に置き、結論を急ぐことなく、多くの皆様の声を聞きながら丁寧に検討を進めさせていただきたいと考えております。

#### オ 令和7年3月28日に教育長が西条市学校適正規模・適正配置に関する

る基本計画（案）（以下「基本計画（案）」という。）を決裁する。基本計画（案）は、10年計画となっており、保存年限は10年間である。

基本計画（案）は、答申書別紙の西条市学校適正規模・適正配置基本方針（案）と地域別適正化計画（案）をもとに作成されたもので、答申書「1. 市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針（案）等について」の本文に沿ったものとなっている。

なお、基本計画（案）と令和8年2月17日開催の令和7年度第3回総合教育会議資料1西条市立小・中学校適正規模及び適正配置等に関する基本方針（案）の構成は次のとおりで、基本計画（案）6各地域の学校適正規模・適正配置に係る適正化計画（案）を除いて、基本方針（案）と基本計画（案）は、おおむね同じ内容となっている。

基本計画（案）	西条市立小・中学校適正規模及び適正配置等に関する基本方針（案）
1 西条市の人口推移・将来人口等の推計 2 西条市の小中学校の現状及び将来予測 3 学校の適正規模・適正配置について 4 適正化を図る方策等について 5 適正化を図る上で留意すべき事項 6 各地域の学校適正規模・適正配置に係る適正化計画（案） 7 学校適正規模・適正配置の進め方	4 基本方針の位置づけと構成 (1) 西条市の人口推移・将来人口等の推計 (2) 西条市の小・中学校の現状及び将来予測 (3) 学校の適正規模・適正配置について（基本的な考え方・方針等） (4) 学校規模等の適正化を図る方策 (5) 留意すべき事項  (6) 学校規模等の適正化の進め方（ロードマップ、地元協議会など）

7. 学校適正規模・適正配置の進め方

<概要>

①基本計画の決定

総合教育会議やパブリックコメント等を経て、教育委員会が策定

②各対象校における保護者等への説明・協議会設置協議

③（仮称）地域協議会の設置・協議

構成員：保護者代表、学校関係者、地域代表等  
概ね 1～2 年

④（仮称）地域協議会での承認

※合意書調印等も検討

⑤（仮称）再編準備協議会の設置・協議

構成員：保護者代表、学校関係者、地域代表等  
概ね 1～2 年

校歌・校訓、制服等の協議・決定、PTA の統合準備等  
学校間交流事業等の実施

⑥新学校の設定

カ 令和 7 年 6 月定例市議会市長答弁

学校の統廃合をすることによって、財政面が言わば楽になると、表現は適正かどうか分かりませんが、よくなるとお考えかも知れませんが、これは必ずしも正しくないということでございます。つまり、新しく校舎を新築するということは、これはまた非常に大変なことでございますし、またさまざまな、例えばスクールバスが必要になってくるということになりますと、それにかかる経費ということも増大すると。そういうふうな総合的な意味からも、財政的なことでも考える必要があると思いますし、現在、そういうふうな全国規模で学校の統廃合についてというアンケートが昨年度取られております。その結果を住民の皆様にご提示しながら、どのような方策がいいのかということをとともに考えるようにしております。

キ 令和 7 年 8 月 26 日令和 7 年度第 1 回総合教育会議

(ア) 市長発言

小規模校をすべて廃止するのではなく、小規模校のデメリットを解消しつつ、多様な学校の在り方を検討するとも示されている。まずは統廃

合を前提とせず、子どもたちにとって何が最適なのか、地域や保護者の皆さんと一緒に検討することが大切である。いずれにしても、地域の理解と合意なくして前に進めることはできない。

(イ) 教育長

教育長が議事進行をする。

ク 令和7年9月定例市議会

(ア) 市長答弁

「市長部局と教育委員会とがこれまで以上に連携を深め、子ども第一、地域重視、対話重視という三つの基本方針を広く市民の皆様に理解いただくという事項を確認し、合意に至ったところであります。」

結論の時期について、「方向性を見極めるには一定の期間を要するといった声もあり、それぞれの地域ごとに事情や考え方、合意形成の形が大きく異なるため、市内一律のスケジュールを策定することは困難であります。むしろ、それぞれの地域の実情や機運の高まりに応じた形でスケジュールを検討していくことが望ましいと考えております。いたずらに結論を遅らせる意図はなく、地域に出向いてじゅうぶんな周知と理解を経た後、一定の合意に基づき、地域ごとに結論を導きたいと考えております。」

「最も重要なのは地域の合意形成でございます。これは全国の教育委員会が検討しましたアンケート調査にも表れておりました、そこが最も大事と、100パーセント大事というデータもございます。それを基に、しっかりと合意形成できますように努力して参りたいと思っております。」

(イ) 教育長答弁

「地域での会議では、まず、これまでの経緯や答申書の概要を説明し、その後、質疑応答を行うという形を取っていますが、教育長以外にも地域の判断により、市長、副市長らにも随時、参加の機会をいただいています。」

ケ 令和7年11月17日令和7年度第2回総合教育会議

(ア) 市長発言

地域、小学校区によって、コミュニティの形や考え方が大きく異なっている。こうした違いを踏まえ、それぞれの実情に即して一歩ずつ進めていくため、地域の皆さんに丁寧に情報を共有し、理解をいただいた上で、順次「地域ごとの計画」の策定を進めていきたいと考えている。そのためにも、地域の皆さんに安心して議論に参加していただけるように、地域と行政が共に歩むための共通の道筋として、今後の

進め方を整理した「ロードマップ」を作成したいと考えている。

(イ) 教育委員会等

一色委員 「地域ごとの計画」という話は、どなたから出てきたのか。

教育長 これは、地域の方からもよく出てくる意見である。「全地域を待つのか、いやこちらはもう早くに進めたいのだが」と。逆に、統廃合に賛成でない地域からは、「期限までにといわれても話がまとまらない」と。地域それぞれのペースで話し合いを進めていきたいというようなことは、地域の方からよくいただく意見である。

一色委員 一つ前の質問で、地域からいただいた様々な意見をどのように集約・分析されているかとの質問に対して、まだできてないという回答であったかと思うが、この「地域ごとの計画」の話というのは、地域から出てきた話をもとにこの案が出てきたという理解で間違いないか。

教育長 教育委員会事務局内からも、このような方法を検討してはどうかという意見があり、地域の意見、そして教育委員会事務局内の意見として、「地域ごとの計画」策定の検討に至った。

一色委員 そうなると、この話は教育委員会事務局の方から出てきた話であって、教育委員会事務局の中で議論が深められたということか。

教育長 これに関しては、前回の会でも「地域重視」という話があり、その辺りを大きく捉えて、「地域ごとの計画」を策定していくという方向性も出せるのではないかと考えた。

一色委員 まだ議論は深められていないが、一つの案としてやっていこうとしていることを、この総合教育会議の場で市長に向けて投げかけているということで、まだ中身は何も決まっていないということか。

教育長 A地区はこう、B地区はこうといった色分けのようなものを想定しているが、まだ各地域とも具体的なところまで話は進んでいない。今後は、そのようなことが出てくることを想定して、「地域ごとの計画」策定を検討している。

一色委員 答申が示す方針から、この「地域ごとの計画」策定という形に教育委員会として方向性を変えていく可能性があり、それを教育委員会内でやっていくということ、今、市長に報告されているという認識でよろしいか。

教育長 「地域ごとの計画」となると、教育委員会だけでできるもの

ではないと考えている。地域には学校だけではなく、いろいろな要素が絡み合っているため、市長部局にも入ってきていただき、ともに進めさせていただけると有難いと思っている。

一色委員 その内容でいくと、ある程度の方向性がこの計画の中に入ってくるように見受けられる。となれば、教育委員会内部だけの範囲を超えてきていると私には聞こえた。地域やいろいろなところからいただいた声をもとに、教育委員会として、プロの見地から案をまとめていただき、「地域ごとの計画」を作る部署ができたとしたらそちらに投げさせていただく、そういう風にしていくのはどうだろうか。

教育長 地域を訪問してみて、学校再編が教育委員会だけの範疇ではないということを痛感した。「学校が変わるということは、地域が変わるんだ」ということを強く言う方もいる。私は話を聞きながら、その通りだと、教育委員会だけでは十分に対応できないところがあるなど感じた。市長や市長部局にも動いていただき、学校が良くなる、そして地域も良くなるという形にしていけたらと思っている。

礒委員 先程、市長が「ロードマップ」を作りたいと言われていたが、答申書の中に「ロードマップ」に該当するようなもの、大まかなものだったとは思っていたが記憶している。それは生かされると思っているが、間違いないか。それとも新しい方向性で作り直すということなのか。

市長 「ロードマップ」は、第1期、2期に分かれており、第1期は10年の計画になっている。その10年間の中身はまだ詳細ができていないので、その中をもう少し細分化して決めていこうとするものである。

福田委員 市長から「地域ごとの計画」や「ロードマップ」を作成したいという話があったが、これは市長部局で連携して策定するのか。

教育長 進め方についてのご質問だが、これは教育委員会だけでやっていこうとするのは難しいと思っている。市長部局の様々な部門とも調整をしながら、進め方について考えていかなければいけないと思っている。

福田委員 では、これから議論をしていくということで、現時点では何も決まっていないということで間違いないか。

教育長 今後、地域の課題や要望といった様々なことが出てくること

が予想される。そのときに、市長部局だけ、教育委員会だけと、片方だけが取り組むのではなく、お互いが調整をしながら、ともに連携して課題の解決に向けて考えていきたいと思っている。

福田委員 先程、学校政策課長の方から、地域別の意見の整理はまだ進んでいない、地域ごとの課題分析もこれから、そして連携状況もまだこれからだということでお答えがあったが、教育委員会として、教育的視点の整理というのはどのようにされているのかをお伺いしたい。

教育長 答申書的前提が、複式学級解消、ある程度人数のある学級・学年が望ましいということであった。私も教員経験者として、ある程度的人数は、学級・学年ともに必要であると考えている。その中で、様々な意見に触れ、個性を知り、自分が高まっていく。そして、クラスが高まると学校も高まっていくと考えている。ですから、答申書に書かれている学校・学級規模というのは、教育にとって非常に大切なことであると私は捉えている。

鳳委員 「地域ごとの計画」策定ということだが、その前に教育委員会として子どもを第一に考えた計画案は出さないのか。それを出してから、後で関係各所とすり合わせて「地域ごとの計画」を策定するのか、それとも教育委員会としてはもうそこを発しないということなのか。

教育長 教育の大切さというか学校のあり方の話になるかと思う。それについては、今後検討していくことが必要であると思っている。例えば、何校かが統廃合をするといった時に、統合する学校について、こうあって欲しいという地域の願いもあるだろう。教育委員会としても、こういうところを目指してほしい、学校の教職員に対してはこういう風にやっていただきたい、という願いはあるかと思う。西条市の大きな教育計画というのはあるが、今後はそれぞれの地域で、統廃合していく学校についても話し合いをさせていただきたいと思っている。

福田委員 2週間ほど前、禎瑞地域の学校を考える意見交換会に参加させていただいた。その際、この学校規模適正化について、教育委員会は答申書のとおり進めると学校政策課長から話があったが、今の教育長の話とは少し食い違っているように感じた。その辺りはどうなのか。

学校政策課長 禎瑞地区に限らず、同じような会では前置きをした上で、答申書の内容を説明させていただいている。答申書どおりに進

めるという表現は適切ではなく、教育委員会として、子どもたちの教育のあり方を第一に考えた時には、この答申書のとおり地域の皆さんや保護者の皆さんに提案し、訴え続けていくという表現をさせていただいている。

福田委員 では、先ほどの「地域ごとの計画」や「ロードマップ」について、教育委員会の方ではまだ議論されていないという認識でいいのか。

学校政策課長 これから具体的な策定の準備にかかっていきたいと考えている、現時点ではそういった段階である。

福田委員 この件については、教育委員会の方で持ち帰って、議論するという事によろしいか。

学校政策課長 そのとおりである。

教育長 答申でも、地域の理解が得られるよう十分な協議を経て進めていただきたいと示されている。これらのことを踏まえ、地域ごとの十分な検討という視点を大切にして、着実に「地域ごとの計画」策定を目指すこととし、まずは今後の進め方を整理していきたい。地域への共有と対話を進める段階である今、その方向性について意識共有が進んだかと思う。市長が言われた「地域と行政がともに歩むための共通の道」という考え方は、私たち教育委員会としても同じ思いである。今後は本日の議論を踏まえながら、まずは地域と行政が共有できる道筋を整理して、その道筋に沿って「地域ごとの計画」の策定を目指していければと考えている。

## コ 令和7年12月定例市議会

### (ア) 市長答弁

「私からは、市民から幅広く意見を聞き、方針を決定することとし、その考えの下、現在、各地域に出向き、さまざまな形で懇談会を開催しているところであります。」

「市としましては、まず実行可能な地域から段階的かつ着実に進めていくことが現実であると考えております。地域の実情に応じた進め方を踏まえながら、丁寧な情報共有と御理解をいただいた上で、地域ごとの計画の策定を目指して参りたいと考えております。」

### (イ) 副市長答弁

「学校ごとに児童数の推移、通学条件及び地域の特性などが異なるため、まずは客観的な現況や将来見通しを学校単位で分かりやすく整理し、地域の状況を正確に把握するための共通理解の土台としての基

礎資料として、地域に示して参りたいと考えております。」

「現在、答申書が示す地域ごとのまとまりや方向性をベースに、一定の試算作業を進めているところでございます。

ただし、現段階の試算につきましては、あくまで内部検討用のものであり、前提条件によって結果が大きく変動するため、公表できる段階には至っていないことを御理解いただきたいと思っております。

なお、試算に当たっては、新築や増改築に要する建設費、スクールバスの運営、人件費、経常的な維持管理費などを概算的に積算していきますが、その他の経費を含め、統廃合の形態や位置などによって大きく異なると考えております。

将来の方向性を検討するに当たり、一定の概算規模を把握していくことは重要であると認識をしております、提示のあったモデルケースのように、複数校を現状のまま維持した場合と、一定期間後に統合した場合の概算経費についても、併せて整理を進めているところでございます。

現在のところ、これらの経費比較の検討結果につきましては、本年度中に策定を目指している基本方針の中で示して参りたいと考えております。」

#### (ウ) 教育長答弁

「公表にかかる決裁というものは、教育委員会の方では取っておりません」「確認をしたところ、策定に係る決裁はしているが、公表に係る決裁はしていないということでございました」

「答申書をいただいて、基本計画というのを策定しましたが、これは地域に出かけて行って、地域のかたの声をじゅうぶんには聞いていない状態での作成でございました。答申書を基にして、教育委員会等々のみんなで作り上げたものが主なものでございます。そして、これは答申書の中にありました地域の声を聞いて、それから地域の理解を得てというところにじゅうぶん合致するのかなというところがありましたので、地域に出かけて行って、答申書をお示しして、その声を聞いて、それで基本計画にしていこうと考えたところでございます。」

「私は、答申書を見て、そして基本計画を見て、この流れで計画ができる。答申書とは、大きく違えたところでもない、考え方がきちっと反映されているというところで、判を押しました。ただ、さきほども申し上げましたが、地域の声、保護者の声、それをもっと入れるべきではないか。それから公表に移ってもよいのではないかというところで、公表に関しては了解はしておりません。」

「教育委員皆さんの認識を確認するため、12月8日の本会議終了後、急遽、教育委員会臨時会を開催いたしました。その中で、令和7年度の基本方針の策定及び令和8年度中の地域ごとの計画案の提示について、教育委員皆さんの認識を再度確認したところ、提示された方向性の説明は受けたが、検討課題として共有した段階と捉えており、教育委員会に正式に諮られたものではないので、教育委員としては、その方針を了承・決定したものではない。

また、方向性は検討課題として共有しているが、教育委員会としての合意形成や了承には至っていない、などの認識でございました。

よって、佐々木議員からの、令和7年度の基本方針の策定で、令和8年度中の地域ごとの計画案の提示を教育委員が了承しているのか、との御質問に対しまして、私は、その方向でいきたいと思いますという旨は了解されておる、と答弁申し上げましたが、その方向については検討課題として共有している、が正しい内容でございました。

また、完全には教育委員と共有できていないという認識でよいか、との御質問に対して、私は、この方向でいこうというところは了解いただいております、と答弁申し上げましたが、この方向も検討課題として共有していただいている、が正しい内容でございましたので、おわびして訂正させていただきます。

今後は、教育委員との意思疎通を確実にを行い、誤りのない答弁に努めて参りたいと考えております。」

サ 令和7年12月23日に学校政策課長が起案し、令和7年12月26日付けで教育長が決裁したものは、基本計画（案）を教育委員に送付するため、西条市電子文書取扱要綱第4条第1項の規定による庁内グループウェアのワークフロー機能（以下「ワークフロー」という。）を用いて、起案、供覧、審査、訂正及び撤回、回付、合議並びに決裁（以下「起案等」という。）を行ったものである。なお、当該起案は、西条市電子文書取扱要綱第4条第2項の規定により、保存年限が5年を超えるものはできない。

基本計画（案）概要版について、令和7年3月28日決裁文書と令和7年12月26日決裁文書を比較した場合、10ページにある多様な学校の在り方についての「そのデメリットの解消に努めるとともに学校の魅力を高めながら、小規模であっても存続を図ることも重要」を「小規模であっても、そのデメリットの解消に努めるとともに学校の魅力を高めながら存続を図ることも重要」に、23ページ学校適正規模・適正配置の進め方の「示すとともに」を「お示しするとともに」に、「地域別適正化計画案を示しながら」を「地域別適正化計画案について」に修正している。

シ 令和8年2月17日令和7年度第3回総合教育会議

(ア) 学校政策課長の説明

「今後はまず、基本的に答申書を元にした基本方針（案）を早々に公表いたしまして、合わせてパブリックコメントを実施する予定としております。その後、寄せられたご意見等を踏まえて、基本方針について改めて教育委員会に諮りまして、若干の訂正があるところをもう一度見直しまして策定。確定しまして、続いて、基本計画（案）の公表とパブリックコメントの実施というふうな。同様に、この計画案につきましても、パブリックコメントを実施しまして、ご意見をいただきながら、必要な修正をいただくというふうな流れでございます。

基本方針及び基本計画の内容については、これも繰り返しになりますが、地域説明会を通じて丁寧に周知を図りまして、PTA、保護者、若い世代、地域、学校関係者等で構成する、いわゆる地元協議会の設置を目指してまいります。

ここまでの内容につきまして、令和8年度中に可能な限り実施。設置を目指すこととしておりますが、この資料の後半になります令和9年度以降、地元協議会においては、学校の現状や再編のやり方について広く周知と理解を図りまして、また協議をいただきまして、令和9年以降、地元協議会での協議が整った時点で、準備委員会を設置して、こちらも再編を前提とした具体的な準備になりますが、そのような段階を踏みながら、進めて参りたいというふうに考えております。」

(イ) 市長の発言

「私の方からは特に意見がないというか、これに沿ってしていただきたらと思っております。」

「市長部局もしっかりと参画をしまして、それで内容につきましては、時には進言も申し上げるというふうな形で、全庁的に取り組んで参りたいと思っております」

資料 1

西条市立小・中学校の適正規模及び適正配置等に関する基本方針の策定に向けて（案）（抜粋）

1 これまでの取組と現状

- 地域が主催する懇談会（主催：連合自治会、地域づくりの会、小学校PTA等）が主催する意見交換会に参加し、答申書の周知等に努めてきた。

- 懇談会では、「答申書の内容を知らなかった」との声が多く、また「取組が止まっている」「すでに統廃合が決まっているのでは」といった声もある。
- 「早く計画を示して統廃合を進めるべき」との意見と、「十分な理解が進まないまま計画を示すことは不信につながる」との意見が併存している。
- 「どういった流れで、いつまでに進むのか」という過程の不透明さに不安が多い。
- 統廃合の是非や進め方について様々な意見があり、「地域の将来は自分たちで決めたい」という地域と「自分たちで結論を出すのは困難」とする地域がある。

## 2 西条市学校適正規模・適正配置等審議会答申書について

- 答申書では「早期の計画策定」と「地域の理解が得られるよう、十分な協議を経てから進めること」が示されている。
- 地域の理解が不十分のまま計画を策定した場合、統廃合ありきと受け止められ不信を招き、計画を策定したものの実行できず、計画自体が形骸化する恐れがある。
- 本取組を矛盾なく着実に進めていくには、まず基本方針を示したうえで対象となる地域に丁寧に説明し、一定の理解が得られた時点で基本計画を公表することが答申書の考えに最も沿った方法であり、実効性が高い。

## 3 策定を目指す成果物

西条市立小・中学校の適正規模及び適正配置等に関する基本方針（案）

## 4 基本方針の位置づけと構成

本方針は、主として以下の内容を示すものとする。

- (1) 西条市の人口推移・将来人口等の推計
- (2) 西条市の小・中学校の現状及び将来予測
- (3) 学校の適正規模・適正配置について（基本的な考え方・方針等）
- (4) 学校規模等の適正化を図る方策
- (5) 留意すべき事項
- (6) 学校規模等の適正化の進め方（ロードマップ、地元協議会など）

## 5 期待される効果

- 学校規模適正化に関する基本的な考え方や進め方を市民にわかりやすく示すことで、市民の不安や誤解を軽減する。
- 地域の理解と十分な協議を前提とした取組であることを明確にし、市民との信頼関係を損なうことなく進める。
- 地域の意見が分かれる状況を鑑み、今後の協議を進めるための共通の基盤を整える。
- 市と地域が共通の認識を持ったうえで議論を進めることが可能となり、理解が進んだ地域から段階的かつ着実に取組を進めることができる。
- 基本方針の公表後は、地域への周知を丁寧に行い、理解の状況や議論の成熟度を踏まえながら、基本計画については、改めて教育委員会で協議して策定する。

## 6 今後の進め方

- 本案について教育委員会として確認・合意を得た後、基本方針（案）の策定作業を進め、あらためて教育委員会に諮ったうえで、速やかに公表する。
- 基本方針の公表後は、地域への周知を丁寧に行い、理解の状況や議論の成熟度を踏まえながら、基本計画の策定については、改めて教育委員会で協議する。

## 7 今後のスケジュール

- 令和7年度：基本方針（案）の策定・公表
- 令和8年度：基本計画（案）の策定・公表 それぞれパブリックコメント等を実施

ス 令和7年度において、市長、教育長及び学校政策課長が、西条市学校適正規模・適正配置等審議会の答申書及び文部科学省報告書「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査について」についての考察を説明資料として、47回（令和7年12月定例会市議会答弁参照）地域説明会を実施した。

セ タウンミーティングを実施した5地区（丹原、三芳、徳田、田野、中川）で、西条市学校適正規模・適正配置等に関する説明を行った。

ソ 教育委員会の会議

(ア) 令和7年4月定例会から令和8年2月定例会（令和8年1月27日開催）までの教育委員会の会議において、基本計画（案）が、議案として提出されていない。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する

法律第25条第2項の規定により、教育委員会は教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関する事務を教育長に委任できない。

(イ) 令和7年4月定例会から令和8年2月定例会（令和8年1月27日開催）までの教育委員会の会議において、西条市学校適正規模・適正配置に係る議題はなく、「地域ごとの計画」及び「ロードマップ」を作成することについて、議題として審議した事実はない。また、総合教育会議への議案提出についても、教育委員会の会議で議題として審議した事実もない。

(ウ) 令和7年12月8日令和7年第15回教育委員会12月臨時会

福田委員 答弁内容について、不明な点があったため質問したい。令和7年度と令和8年度で、定例会教育委員会でも審議されていない内容が含まれていた。教育委員会で合議がされていないと思うので確認したい。

教育長 令和7年度に基本方針を作成すると答弁した。基本方針はこの冊子（基本計画（案））をベースにしたいと考えている。

事務局長 今回、答弁に出てきたのは令和7年度中に基本方針を作成し、令和8年度に個別計画を作成するという内容である。総合教育会議でも話は出たのではないか。基本計画案は審議会から答申書もらったときに、基本計画案と基本計画案の概要版は作成している。佐々木議員に教育長が議会の質問を受けていたが、それは決裁をもらっている。答弁内容は、7年度中に基本方針を作成し、8年度に個別計画を作成していく内容であった。

福田委員 令和7年度中に基本方針の策定目標ということで、教育委員としても聞かされていない。令和8年度に個別計画の作成に取り組んでいきたいという話しがあった。教育委員会で諮られていないのではないか。合議が取られていない状況だと思う。教育長が答弁されたので、どうするのか。

教育長 委員と話を詰め切れなかったと思う。

福田委員 この答弁は訂正していただけるのか。

教育長 本日も佐々木充議員から答弁について追及された。訂正できる部分は訂正していきたい。

福田委員 教育委員会は、いろいろな審議を得て決定する。教育委員会の事務局でもしっかりと合議を進めてもらいたい。総合教育会議の件があったため、いろいろなことが不安である。教育委員に見せる資料については、教育委員会の中で審議がされており、意思決定がされている内容のものを、会議の中で既に教育委員会で審議され

たものを出してほしい。学校をどうするかという重要な内容である。しっかり、丁寧に情報共有してほしい。以前、情報提供をするという話しであったが、私たちはどこで判断をすればよいのかを懸念している。教育委員としても総合教育会議で十分に資料が提供されないままであった。11月17に数10分の話しで、個別計画の背景や考え方について聞くための時間がなかった。事前に教育委員との合意形成、教育委員会としての合意形成が必要だと思った。

教育長 合意形成が不十分であった。本当に申し訳ない。

福田委員 私たちは、子どもたちのために、学校は地域の声も大切であるが、子どもの教育環境を第一に考えることを目標に、子どもたちのために何かできることはないかという想いで教育委員になっている。地域のことで教育委員会が動いているように見受けられる。答弁を見る限り、「子どもたちのために」が書かれていないと思う。このことが心配になって臨時会に臨ませていただいた。

福田委員 答弁に対し訂正をお願いしたい。もちろん教育委員会の合議も取られていない。教育委員4人の総意も取れていない。定例教育委員会でも説明がなかったことも大きなことである。このように議論がないのに議会答弁に出されると、教育委員としても戸惑いが生じているのが総意である。

教育長 どこまで詰められたのかが、確認ができていなかったことが問題であった。

一色委員 学校規模適正化について総合教育会議で話し合った中で、今後の方針が変わりそうな状況であった。全体で進める話だったが、個別のキーワードがあり、方針というか大きく流れが変わるような内容であった。合意形成を図ることなく、一つの考え方を議会に出すことはあるべきことか。お互いがいろいろな議論を交わすことが必要で、それがなされていない状況で議会に挑まれたことは、教育長自らの想いを議会に出されたと思う。その行動については、どのように考えられているか。

教育長 確実な合意形成を図り、答弁するべきだったと思う。

一色委員 それが良いとか悪いとかいうことではなく、合意形成をなぜ取らなくてはいけないかという理由もある。その何か決まったことによって何かが行われたことによって、その市町にいる対象の人たちが影響を受ける。それを一人の意見だけで進めないようにするために話し合いがあり、組織としてこのような議論をするような手順があると思う。この流れはチェック機能が働いていないことにつ

ながる。結果的にこの資料の内容のようにお話をされて、私たちが思っていることと違うような答えが答弁書に載っている。これは今後、どのように修正するか、また気をつけていかれるかを知りたい。

教育長 この学校の規模適正化等に関する話し合いを、教育委員会や事務局の中で、定期的にできるように改善していきたいと思う。来年度に向けて、この一年を総括するとともに、今後の方向について、事務局内で令和8年度が見えるような形にしていきたいと思う。教育委員の皆さんからご意見をいただけるように準備をさせていただけたらと思う。

一色委員 これから物事が進んでいく。その思いの話は多いのは分かるけれども、実際にこういう案でやりますという、その先駆けた資料とか、内部資料的なものがない状態では、頭の中に描いているものがお互い違う可能性もある。その状況で「うん」とか「はい」とか「いいですね」とか賛同しますということにはなりにくいような気がする。

教育長 それは資料がないと話にならないと思う。これから学校規模の適正化の話をしていく上では、必ず資料が必要になってくると思う。

鳳委員 先ほどの話のとおり、学校規模適正化は恐らく教育の根幹に関わるようなことだと思うが、例えば総合教育会議や定例教育委員会ではこのように顔を突き合わせて話をしているが、市役所の教育委員会事務局では、顔を突き合わせて意見交換したり、合意形成を取ったりすることは、今までなかったのか。第1回の総合教育会議の前に「教育委員会内で合意形成を図っていくことが大事である」という話をしたと思う。この間の第2回の総合教育会議の時にやはり十分な合意形成が取られてないと感じた。総合教育会議だと、まだ何らかの修正ができるかもしれないが、議会で充分に確認を取る前に答弁してしまうのはいけない。今年になって同じことを3回続けてられている。今日、議会を見ることができなかったが、佐々木議員からどのような質問が出たのか。

教育長 一つは、基本方針についての質問があった。そして、基本計画、これを8年度に作成することについての質問があった。そして、これは教育委員会で、皆さん、合意されているか質問された。私はそれに対しては、これからその情報交換を密にしていこうということを話し合っていると答弁をした。

鳳委員 合意形成をしているとも、していないとも言っていない。

副局長 方向性は承知されている、というようなことは言われたと思う。

一色委員 その時に教育長はどのように受け止めてもらいたかったのか。しているとも、していないとも受け止められるような、その言い方をされながら迷いがあったと思うが、その時はそのように発言されたと思う。合意形成というものが、取れているという希望を持ちながら取れているとも、また取れている自信がないから、取れていないかもしれないという意味も込めて両方に取れるような言い方をされたのか。どのような希望を持たれていたのか。

教育長 今後、様々な場面でこれが前進して欲しいと思っていた。

一色委員 そのいろいろな会議を開催したり、招集していただいたり、合意形成を図ったり判断するのが、私は教育長の仕事ではないかと感じる。ということは、その合意形成が取れていると思いたいたけれども、思うに至らない部分もあるから、そこでははっきりと言えなかったというように、私は今聞こえたけれども、仕事をもう少し頑張っていたかかないといけない部分があるのかと思う。やはりこの皆さんと肩を並べ議論をして、物事を進めていく場を積極的に作っていただく必要があり、それが至らなかったということは、仕事をやってないのと同じである。語尾がきつくなって申し訳ないが、やはりそういう責任のある立場だと思うので、一つ一つ詰めて、積極的にやっていただかないと、存在に意味がないと私は感じる。私は思っていないことを、思っているというように捉えられるかもしれないように書かれていることに関しては、すごく心外である。説得力が全然足りない。説得する、このように方針を変えるというのなら、そこの語尾を強く、このように合意形成を得たというように、誰が見ても分かるようにしていただかないといけない。しっかりと合意形成を取っていただきたいと強く願う。

教育長 しっかり話し合いができるように努めたい。

福田委員 令和7年度、令和8年度とか、具体的とは言わないが、キーワードが出てくるが、この答弁に至っていることが、私たち教育委員としても非常に問題があると思う。もう答弁されてしまったが、わからなかったことは答弁してはいけなかったのではないと思う。本当に訂正をしてできるのかどうか、よくわからないけれども、今回この答弁に関して、佐々木充議員が教育長の考えについての部分、市立小中学校、学校規模の適正化に関する基本計画の策定状況についてというこの部分については、訂正をしていただきたい。合意が

取れていないという部分が非常に大きいと思う。市議会で訂正ができるのかどうか分からないが、訂正をしていただきたい。

鳳委員 訂正はできるのか。

事務局長 明日、明後日まで一般質問があるが、その中のどこかのタイミングで答弁修正することをお願いしないといけない。

鳳委員 もし訂正ができる時に、訂正する内容についても教育委員会内で合議すること。意思統一をしたものを、訂正していただきたい。

儀委員 きちんとやらなければ前に進まないことを、今回勉強させていただいた。

一色委員 今日のこの会議で、いろいろと話も出たけれども、何を具体的に修正し、今後どのようにしていくか、皆さんといろいろ協議をしながら物事を進めていくところの話になったと思う。別に失敗とかミスとか、できてなかった部分があったところは人なのでそんなにそこまで詰めても仕方がないが、ミスとか、できてなかった部分で物事が進んでいる事実と、その物事がただの宿題ではなく、今後の西条市の教育に関する先の方針であるというところに関わることは重く受け止めていただきたいと思う。

福田委員 教育長が代表として答弁されたということは、教育長の考えについてという話＝教育委員会の考えということになる。聞く側、聞いている側、市民の方々にとっては教育委員会の総意だという話になってくる。「令和7年度中に目標としてまいりたい」と、本当に教育委員の合意があったのか、令和8年度中の目標に取り組んでいきたいという地域ごとの計画案は、教育委員の了承した、ニュアンスの答弁をされたように見受けられたので、確かに確実には詰めていない。他に共有の方法があったのではないか、いろいろな自分の課題もおっしゃられていたように思うが、私たちは了承したとは思っていない。内容についても、もちろんのこと、趣旨や背景、考え方というのは、会話の中で何かあったと思うが、しっかりとしたものがないまま、ここに上がってきてしまっている。私たちはこれに了承したととられる。非常に残念なことであった。そこについては、訂正をしていきたい。

教育長 訂正の仕方については、技術的にもいろいろあると思うので、相談したい。他に今後のことについてでも結構なので何かございませんか。

鳳委員 12月13日の田野校区のタウンミーティングですが、恐らく今日言われたこと、言われる方がいると思う。今日、傍聴に行っ

ている方もいると思う。もう話題になると思うので、その辺の対応は、どのようにすればよいのか。

指導監 私が行くことになっている。私自身は、本来の流れに戻してもらいたい。今やるべきことは、本来どうすることがこの問題を正常な路線に戻せるのかというところから再起動してもらいたいのが希望である。

福田委員 何かしら訂正をするということが可能であるならば、どの部分を訂正するか。

事務局長 こちらの真意が伝わるような、訂正方法を協議する。訂正案は委員にもお見せするが、技術的な側面もあるので了承していただきたい。

(エ) 令和8年2月10日の教育委員会の会議において、西条市立小中学校の適正規模及び適正配置等に関する基本方針（案）を作成することに合議した。

(オ) 令和8年2月17日の教育委員会の会議において、西条市立小中学校の適正規模及び適正配置等に関する基本方針（案）を作成することを合議した。

## (2) 関係法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）  
（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 (略)

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5～8 (略)

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

(教育長)

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 (略)

(会議)

第十四条 教育委員会の会議は、教育長が招集する。

2 教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。

3 教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第六項の規定による除斥のため過半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。

4 教育委員会の会議の議事は、第七項ただし書の発議に係るものを除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。

5～9 (略)

(教育委員会規則の制定等)

第十五条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

(事務局)

第十七条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

(指導主事その他の職員)

第十八条 (略)

2 市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

3、4 （略）

5 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

6～9 （略）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

二～四 （略）

五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

六～十九 （略）

（長の職務権限）

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

一～三 （略）

四 教育財産を取得し、及び処分すること。

五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。

六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

（事務処理の法令準拠）

第二十四条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前三条の事務を管理し、及び執行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない。

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関

すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四～六 (略)

- 3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

西条市教育委員会会議規則（平成16年西条市教育委員会規則第3号）

（教育長の職務等）

第11条 教育長は、事務局を総括し、その所属する職員（以下「職員」という。）並びに所管の学校及び教育機関の教職員を指揮監督するものとする。

- 2 教育長は、教育委員会の会議に付する議案を作成し、教育委員会に提出するものとする。
- 3 教育長は、教育委員会から委任された事務の一部を職員、学校長及び教育機関の長に委任し、処理させることができる。

（採決）

第13条 教育長は、論旨が尽きたと認めるとき会議に諮って採決しなければならない。ただし、修正の動議は、原案に先立って可否を決する。

（採決の方法）

第14条 教育長は、各委員の賛否を求めて採決する。

- 2 議席にいる委員は、採決に加わらなければならない。
- 3 教育長は、必要があると認めるときは、会議に諮って記名又は無記名の投票によって採決することができる。
- 4 議題に対し異議がないときは、教育長は採決の手続を踏まないで全員一致で可決したものと認め、その旨を宣告することができる。

西条市教育委員会事務決裁規程（平成28年西条市教育委員会訓令第4号）

（目的）

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する

事務及び教育長の権限に属する事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに、責任の明確化を図るため、事務の決裁について必要な事項を定めることを目的とする。

(決裁の効力)

第3条 この訓令に基づいてなされた専決者及び代決者の決裁は、教育長の決裁と同一の効力を有するものとする。

(局長等の専決事項)

第5条 教育長の権限に属する事務に係る各職位にある者の専決事項は、別表のとおりとする。

2 (略)

別表(第5条関係)

専決区分表

1 一般共通専決事項

専決事項	専決者		摘要、事前合議等
	局長	課長	
(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 判断

総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地方教育行政法」という。）第1条の4の規定による市長と教育委員が事務の協議及び調整を行う場であり、西条市学校適正規模・適正配置等について市長が考えを述べることは適法である。

市長の市議会での答弁は、議員に求められ、西条市学校適正規模・適正配置等について市長としての考えを述べている。

タウンミーティング等市民への説明会で、市長が西条市学校適正規模・適正配置等について考えを述べているが、これは自治会等団体が市長に対し、西条市学校適正規模・適正配置等について意見を求めているものであり、市長は単に住民の求めに応じたに過ぎない。

監査委員は、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査するものである。

よって、市立学校の適正規模及び適正配置に係る意思決定プロセスにおいて、市長の言動が教育委員会の主体的判断及び事務執行に及ぼした影響の実態について、関係人の聴取及び書類その他の記録調査では判断できない。

2 西条市学校適正規模・適正配置等審議会の答申後、パブリックコメント等の正当な行政手続きが停滞・遅延していることに関し、市長による直接的な指示又は不適切な働きかけの有無

(1) 関係人調査

ア 市長

西条市学校適正規模・適正配置等について、市長は教育長、教育委員及び教育委員会事務局職員に対し、直接的な指示又は不適切な働きかけはしていない。

イ 教育長

西条市学校適正規模・適正配置等について、市長による直接的な指示又は不適切な働きかけは無い。

ウ 教育委員

西条市学校適正規模・適正配置等について、市長による直接的な指示又は不適切な働きかけは無い。

エ 教育委員会事務局職員

西条市学校適正規模・適正配置等について、市長による直接的な指示又は不適切な働きかけは無い。

(2) 証拠書類

西条市学校適正規模・適正配置等審議会の答申後、パブリックコメント等の正当な行政手続きが停滞・遅延していることに関し、市長による直接的な指示又は不適切な働きかけが確認できる書類は見当たらなかった。

(3) 判断

西条市学校適正規模・適正配置等審議会の答申後、パブリックコメント等の正当な行政手続きが停滞・遅延していることに関し、市長による直接的な指示又は不適切な働きかけが確認できる書類は見当たらなかった。また、関係人聴取においても、市長による直接的な指示又は不適切な働きかけがあったという事実は確認できなかつた。

3 タウンミーティング等の場で、市長が説明用資料として用いている文書の作成経緯及びその妥当性

(1) 事実確認

ア 説明資料の作成者

市長がタウンミーティング（市長主催）等の場で説明している資料は、市長が作成している。

イ 資料の作成方法

説明資料は、市長が文部科学省報告書「学校規模の適正化及び少子化

に対応した学校教育の充実策に関する実態調査について」に自らの考察を加筆したもので、考察の内容は WEB 調査及び自らが他市町村の首長等から聞いた内容で作成した。

#### ウ 資料内容の変遷

##### (ア) 令和 7 年 7 月 1 日丹原地区タウンミーティング

文部科学省報告書「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査について」についての考察（42 ページ）において、39 ページ「小中学校の統廃合をおこなった自治体と住民の声 1/2」から 41 ページ「統廃合を前提としない住民参加型プロセス（※）の全国事例」までは WEB 調査、42 ページ「小中学校の統廃合をおこなった自治体の実態」は、市長の私見である。

また、文部科学省報告書原本と当該配布資料とを比較した場合の違いは次のとおりである。

・ 10 ページ「3-（2）市区町村への支援の具体的取組」では、【上位を拡大】として 7 パーセント以上を記載し、「※ 45 都道府県から」と「※ 教員減の緩和や仕事量減等を実施しているが・・・。」を加筆している。

・ 12 ページ「4-（2）市区町村への支援の具体的取組」では、「※ 47 都道府県から」を加筆している。

・ 13 ページ「6 学校規模適正化等について国からの支援の要望」では、「※ 47 都道府県から」を加筆している。

・ 15 ページ「8-（1）域内の学校の適正化に関する認識」では、文部科学省の報告書の見出しは「域内の学校の適正規模に関する認識」となっている。

・ 20 ページ「10-（2）小規模のメリットを最大化させる具体的取組」では、【上位を拡大】として 39 パーセント以上を記載し、「※ 1221 市区町村から」を加筆している。

・ 22 ページ「11-（2）小規模のデメリットを最小化させる具体的取組」では、【上位を拡大】の文字はないが、10 パーセント以上を記載し、「※ 1162 市区町村から」を加筆している。

・ 24 ページ「15-（1）学校規模の適正化について都道府県からの支援の要望」では、【上位を拡大】として、41 パーセント以上を記載し、「※ 1764 市区町村から」と「※ 市町から都道府県には多くの要望があるが、応えられているか？」を加筆している。

・ 30 ページ「21 統合に伴う通学手段の変化」では、「※ スクールバスの利用が倍増」を加筆している。

・38ページ「29-(2)統合の検討開始から開校までの期間」では、「※統合検討開始から開校までは3年以内が最も多い」を加筆している。

なお、12ページ及び13ページでは、同一ページに文部科学省が「※複数回答」と補足を記載しているため、市長が加筆した※かどうか判別できない。

#### (イ) 庄内等4地域

丹原地区タウンミーティングの資料と他地区の住民説明会の資料を比較すると、丹原地区タウンミーティングの資料の5ページ「令和5年度学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査について4.主な調査事項」から7ページ「1域内の市町村における学校規模適正化に関する現状認識」まで、10ページ「3-(2)市区町村への支援の具体的取組」、14ページ「Ⅲ市区町村調査」及び15ページ「8-(1)域内の学校の適正化に関する認識」、17ページ「8-(5)学校規模の適正化を図る上での課題や懸念」、19ページ「10-(1)小規模校のメリットを最大化させる取組」、21ページ「11-(1)小規模校のデメリットを最小化させる取組」、24ページ「11-(1)学校規模の適正化について都道府県からの支援の要望」から28ページ「18統合の基本的な形態」、31ページ「22-(1)統合後の通学時間が最も長い児童の通学時間及び距離(小学校)」、36ページ「26-(7)統合前後における教職員の人数の変動」及び37ページ「29-(1)統合の検討開始から取りまとめなどの方向性が決まるまでの期間」、39ページ「小中学校の統廃合をおこなった自治体と住民の声1/2」から41ページ「統廃合を前提としない住民参加型プロセス(※)の全国事例」を削除していた。

#### エ その他

教育委員は、教育委員会が自治会長等の関係者に声掛けして開催した地域説明会に市民として参加した時に、初めて資料の内容を知った。

#### (2) 判断

タウンミーティング等の場で、市長が説明した「文部科学省報告書「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査について」についての考察」は、文部科学省の報告書に市長が補足したもの、WEB調査をし、小中学校の統廃合をおこなった自治体と住民の声として記載したもの、統廃合を前提としない住民参加型プロセス(※)の全国事例を記載したものである。

市長は、令和7年2月18日令和6年度第3回総合教育会議において、

協議会を立ち上げ、協議していく際には「小中学校を少人数のまま維持していく場合と再編する場合のそれぞれの長所と短所を提示した上で」と発言している。しかし、丹原のタウンミーティングでの説明資料は、短所のみを記載し、市民からデメリットしかない資料であることの指摘を受けたことは、説明資料として不適切なものであった。その後の説明会資料については、住民の指摘のあったもの等を削除したものを説明資料として使用した。

次に、「文部科学省報告書「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査について」についての考察」とする配布資料については、文部科学省作成分と市長の補足説明とが同一ページ内に記載されているだけでなく、市長自身の考察も1冊に編綴されていることは、市民に理解しやすい工夫がされた資料とは言い難く、市長が補足説明及び考察した部分が文部科学省の報告書と誤認される可能性を含んだ資料となっている。

また、資料最終ページの「小中学校の統廃合をおこなった自治体の実態」については、市長の考察であり、文部科学省報告書のように調査自治体数や該当自治体名などの補足がなく、廃校施設活用事例集（文部科学省、更新令和2年4月）等を参考にした廃校施設活用事例等を市民に示すことなく、市民の不安を煽りかねない資料となっており、地方公共団体が示す資料として不適切であると考えられる。

ただし、本件監査は、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査するものである。

よって、タウンミーティング等の場で、市長が説明用資料として用いている文書の妥当性（状況や条件に対して過不足なく、適当であること）については、判断しない。

#### 4 市長と教育委員会事務局との間における協議・指示の記録管理が適正に行われているか否か

##### (1) 事実確認

ア 市長は、教育長及び教育委員会事務局職員に対し、西条市学校適正規模・適正配置等に係る業務について指示したことはない。また、当該業務のうち第2回総合教育会議については、素案を教育委員会が作成し、事前協議したとの記憶はあるが、それ以外の協議については曖昧であり、協議記録はないとのことである。

イ 教育長は、西条市学校適正規模・適正配置等に係る業務について市長

から指示されたことはない。また、当該業務に係る協議については市長と住民等への説明会を実施する際の日程調整の打合せ等であり、協議の記録管理はないとのことである。

ウ 教育委員会事務局職員は、西条市学校適正規模・適正配置等に係る業務について市長から指示されたことはないとのことである。

エ 学校政策課長は、西条市学校適正規模・適正配置等に係る業務についての協議は、市長、教育長、学校政策課長が住民等への説明会を実施する際の日程調整等であり、当該協議の記録管理はないとのことである。

オ 西条市文書規程（平成16年西条市訓令第8号）では、第3条で事務処理の原則及び第4条で文書による処理を規定しており、「事務は、文書によって処理することを原則とする。」となっている。なお、教育委員会事務局の文書管理は、西条市文書規程の例による。

## (2) 判断

第2回総合教育会議で、市長が「地域ごとの計画」及び「ロードマップ」について発言した。教育委員が承知していない内容であったことから、事務局と事前協議している可能性があり記録管理について判断する。

西条市文書規程では、事務は、文書によって処理することを原則とすると規定されており、市長と教育委員会事務局との間における協議・指示の記録管理をすべきであるが、協議内容の重要性及び事務の効率化の観点から協議内容を記録管理すべきかどうかは担当部署で判断せざるを得ない。本件においては、市長と教育委員会事務局との間における協議内容が、住民説明会等の日程調整等のみであったとするならば、記録管理が必要とされるようなものではない。

しかし、令和7年11月17日の令和7年度第2回総合教育会議で市長が「順次「地域ごとの計画」の策定を進めていきたいと考えている。」また、「今後の進め方を整理した「ロードマップ」を作成したいと考えている。」と発言したことに対して、教育委員が内容について質疑を行っていることから、市長と教育委員会事務局職員等が「地域ごとの計画」及び「ロードマップ」を作成するという教育委員が知らない方針変更に係る重要事項を事前に協議したと市長が証言しているが、その記録は確認できなかった。

よって、市長と教育委員会事務局との間における協議・指示の記録管理が適正に行われているか否かについては、教育委員会事務局における文書管理が西条市文書規程の例によることから当該規程第3条及び第4条の規定に反するものとする。

## 5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定される教育委員

会の職務権限が、市長によって侵害されていないか否か

(1) 事実確認

ア 市長は、地方教育行政法第21条第1号の「教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。」により、学校適正規模・適正配置に係る方針が教育委員会の所管であることを理解している。

イ 市長は、地方教育行政法第22条の長の職務権限に係る規定を理解しているが、学校再編が第1条の3第1項に掲げる「市長が定める大綱」の範疇に含まれるものと認識している。

ウ 地方教育行政法第1条の4に規定する総合教育会議において、市長が西条市学校適正規模・適正配置等について考えを述べている。

エ タウンミーティング等市民への説明会で、市長が西条市学校適正規模・適正配置等について考えを述べている。なお、教育委員会が自治会長等の関係者に声掛けして開催した地域説明会へは、住民等の要望により教育長が市長へ出席を依頼している。

(2) 判断

総合教育会議は、地方教育行政法第1条の4の規定により、市長と教育委員が事務の協議及び調整を行う場であり、西条市学校適正規模・適正配置等について市長が考えを述べることは適法であるが、同法第1条の3第4項により、「第1項の規定により地方公共団体の長に与えられたのは大綱の策定権限であり、本法第21条に規定する教育委員会の権限に属する事務の管理・執行権を地方公共団体の長に与えたものではない。したがって、教育委員会の権限に属する事務については、教育委員会の判断により管理・執行を行うものであり、本項は、この旨を確認するために規定したものである。」とされていることから、解釈を誤ってはならない。

タウンミーティング等市民への説明会で市長が西条市学校適正規模・適正配置等について考えを述べているが、これは自治会等団体が市長に対し、西条市学校適正規模・適正配置等について意見を求めているものであり、市長は単に住民の求めに応じたに過ぎない。なお、教育委員会が自治会長等の関係者に声掛けして開催した地域説明会へは、住民等の要望により教育長が市長へ出席を依頼している。

よって、地方教育行政法第21条に規定される教育委員会の職務権限が、市長によって侵害されているとは認められない。

## 第5 勸告

監査の結果は以上のとおりであるが、地方自治法第199条第11項の規定に基づき、次のとおり勸告する。

- 1 次の事由により、令和7年3月28日に教育長が決裁した基本計画（案）を教育委員会の会議に諮り、基本計画（案）により総合教育会議やパブリックコメント等を経て、基本計画を決定すること。
  - (1) 基本計画（案）は、西条市学校適正規模・適正配置等審議会の答申書に沿ったものであり、内容は西条市学校適正規模・適正配置基本方針（案）及び地域別適正化計画（案）で構成されている。
  - (2) 地方教育行政法第25条の規定により、教育委員会は教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関する事務を教育長に委任できないこととなっているが、教育長は令和7年3月28日教育長決裁の基本計画（案）を地方教育行政法第14条に規定する会議に諮っていない。
  - (3) 学校政策課長が令和7年12月26日に教育長の電子決裁を経て、教育委員に基本計画（案）を周知しているが、当該基本計画（案）は、令和7年3月28日に教育長が決裁したものと同内容のものである。
  - (4) 基本計画（案）を策定するに当たり、総合教育会議やパブリックコメント等を経ることが、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに沿ったものである。
  - (5) 令和8年2月17日の令和8年第4回西条市教育委員会3月定例会及び令和8年2月17日の総合教育会議で、教育委員会が基本方針（案）を作成してパブリックコメントを実施し、その後、教育委員会で基本計画（案）（以下「教委基本計画（案）」という。）を作成してパブリックコメントを実施することとなっている。

しかし、基本計画（案）は、1 西条市の人口推移・将来人口等の推計、2 西条市の小中学校の現状及び将来予測、3 学校の適正規模・適正配置について、4 適正化を図る方策等について、5 適正化を図る上で留意すべき事項、6 各地域の学校適正規模・適正配置に係る適正化計画（案）、7 学校適正規模・適正配置の進め方で構成されている。

また、西条市立小・中学校の適正規模及び適正配置等に関する基本方針の策定に向けて（案）4 基本方針の位置づけと構成の方針における主な内容は、(1) 西条市の人口推移・将来人口等の推計、(2) 西条市の小・中学校の現状及び将来予測、(3) 学校の適正規模・適正配置について（基本的な考え方・方針等）、(4) 学校規模等の適正化を図る方策、(5) 留意すべき事項、(6) 学校規模等の適正化の進め方（ロードマップ、地元協議会など）

であり、基本計画（案）の6各地域の学校適正規模・適正配置に係る適正化計画（案）を除いたものとなっており、当該方針（案）と基本計画（案）はおおむね同一内容である。

さらには、基本計画（案）は、7学校適正規模・適正配置の進め方において、学校適正規模・適正配置の進め方を記載している。その概要は、①基本計画の決定（総合教育会議やパブリックコメント等を経て、教育委員会が策定）、②各対象校における保護者等への説明・協議会設置協議、③（仮称）地域協議会の設置・協議（構成員：保護者代表、学校関係者、地域代表等、概ね1～2年）、④（仮称）地域協議会での承認（※合意書調印等も検討）、⑤（仮称）再編準備協議会の設置・協議（構成員：保護者代表、学校関係者、地域代表等、概ね1～2年、校歌・校訓、制服等に協議・決定、PTAの統合準備等、学校間交流事業等の実施）、⑥新学校の設立と記載され、ている。

なお、基本計画（案）の6各地域の学校適正規模・適正配置に係る適正化計画（案）は、西条地域の適正化計画（案）、東予地域の適正化計画（案）及び丹原・小松地域の適正化計画（案）が個別に作成されており、令和8年2月17日の令和8年第4回西条市教育委員会3月定例会及び令和8年2月17日の総合教育会議で合議した教育基本計画（案）におおむね該当するものと認識される。

よって、基本方針（案）と教委基本計画（案）に分け、費用と時間を掛けて、それぞれパブリックコメントを実施する必要性が認められない。

(6) 令和8年2月17日の総合教育会議資料の基本方針（案）において、「答申書では「早期の計画策定」と「地域の理解が得られるよう、十分な協議を経てから進めること」が示されている。」と記載されている。

しかし、「早期の計画策定」は答申書の本文であり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置された西条市学校適正規模・適正配置等審議会における審査会委員20人の総意としての結論である。一方、「地域の理解が得られるよう、十分な協議を経てから進めること」は、答申書の付帯意見であり、付帯意見は、答申の結論とは直結しないが事案を検討した審議会としてあえてメッセージを残したいという場合に行われるもので、付帯意見に法律上の根拠はなく、付帯意見による直接的な法的効果もないが、行政運営上の課題の解消等を目的として、実務上広く行われているものと認識している。

よって、基本計画（案）をパブリックコメントに掛け、（仮称）地域協議会を設置して地域の理解が得られるよう、十分な協議を経てから進めることが、答申の精神に最も忠実である。

(7)基本計画（案）の内容に法令その他本市の規程に抵触するものがなく、本市の他の計画等と比較しても手続上の問題がないにもかかわらず、令和7年4月1日以降、10か月以上にわたり業務が遅延又は停滞している。

2 次の事由により教育長は、適正に教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することについて適正に対応されたい。

(1)基本計画（案）の策定においては、答申書は教育委員会に宛てられたものであり、教育長に委任されない事項を列挙した「地方教育行政法第25条第2項第3号にある「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事」に該当することから、令和7年3月28日に決裁した計画案を速やかに教育委員会の会議に議案として提出すべきであった。

(2)同計画（案）を示すことなく、答申書で市民に説明することについて教育委員会事務局内部で協議して合意したとする学校政策課長の発言については、記録や伺い文書が無く採用することはできない。また、教育委員会の方針としての計画を策定せず、教育委員会宛の答申のみで地域の説明に臨んだことについては、教育大綱に掲げる「児童・生徒の学びを保障するための環境づくり」や教育方針に掲げる「子ども達の豊かな人間性の育成や良好な学習環境の創出等の見地」という、子どもを第一として目指すべき教育の本旨に則っていないものと言わざるを得ない。

(3)地方教育行政法第14条に規定する会議＝教育委員会会議の運営において、教育委員に対して、審議に必要十分な資料を、検討が可能な時期に適宜提示するとともに、議事案件のみならず協議案件においても、委員に合意が図られたものと認識できるような形式を整えること。

(4)地方教育行政法第1条の4の規定により、総合教育会議の議案は、教育委員会の会議で合意したものを提出しなければならないが、令和7年11月17日令和7年度第2回総合教育会議会議録によると、教育委員が教育長及び学校政策課長に内容について質疑を行い、教育委員全員が議案に対し合意していない。

(5)令和7年12月定例市議会において、教育委員会の会議において合意していない内容で教育長が答弁をし、令和7年12月8日に令和7年第15回西条市教育委員会12月臨時会を開催し、令和7年12月10日の市議会第4日目の会議において、字句の訂正ではなく、発言の趣旨の変更となる答弁の訂正をした。

(6)教育委員及び教育委員会事務局職員は、教育委員会の意見が纏まらないとして、業務が遅延及び停滞したとの認識をしている。しかし、西条市教育委員会事務決裁規程（平成28年西条市教育委員会訓令第4号）の規定により局長が地方教育行政法第17条の規定に基づく事務局における職員の協議に係る決

定権者であり、教育長が地方教育行政法第13条第1項の規定により事務局の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する者であり、事務局内の意見が纏まらないから業務が遅延又は停滞することはない。

また、教育長及び教育委員の意見が纏まらないということであるが、地方教育行政法第14条及び西条市教育委員会会議規則第13条の採決の規定により、意見が纏まらないから業務が遅延又は停滞することはない。

- (7) 教育長は事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する立場であることから、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2の規定に基づき次の事案に係る雇用管理上必要な措置を講じること。

学校政策課長が送信しているワークフローを用いた起案等を確認すると副課長兼学校政策係長に学校適正規模・適正配置等に係る業務が全く周知されず、情報共有がされていない。

学校政策課長は、今後、事務の流れをどうするか丁寧に副課長に相談したところ、「自分がやれることはもう何もない」という返答により、正式な方針が決定するまでは、課内係内が混乱を来たすだろうということであつた。

しかし、副課長が提出したワークフローを用いた起案等を確認すると、令和7年7月1日学校政策課長が発出した文書に基づき副課長が作成した内部資料を令和7年9月12日に教育長ほか教育委員会事務局の課長級以上の職員に対し、説明していること等から、課長の主張は採用できない。よって、副課長にも当然に情報共有すべきである。

教育長は、ワークフローを用いた起案等の確認により、当該事案を把握できたはずであるが、認識できていない。

- (8) 学校政策課長が起案している教育委員への西条市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本計画（案）及び当該概要の通知に係るワークフローを用いた起案等において、令和7年3月28日決裁の当該概要と教育委員通知の概要では一部文言が異なり、修正箇所がある。当該概要は10年の保存期限であり、修正する場合は、西条市文書規程第3章文書の処理第1節起案及び供覧の規定を準用して、回議書用紙による決裁を教育長に受けなければならない。また、発送文書を文書処理簿に記載せず、簡易な事務連絡扱いで発送しており、教育委員会事務局における文書管理が西条市文書規程の例によることから当該規程の規定に反するものである。学校政策課長の管理監督者である教育長等は、決裁文書のみならず、添付書類の内容を確認しなければならない。

また、ワークフローを用いた起案等に係る文書が文書処理簿に記載され

ておらず、教育委員会事務局における文書管理が西条市文書規程の例によることから当該規程第9条の規定に反する。

さらには、同計画（案）を示すことなく、答申書で市民に説明することについて、教育委員会内部で協議して合意したとする学校政策課長の発言については、記録や伺い文書が無いだけでなく、以降の内部協議において相互に意見を異にする重要な方針転換としての案件であっても、口頭のみとのことであり、必要な記録文書を残していないことが明らかである。

## 第6 意見

### 1 市長

- (1) 市長は、地方教育行政法第1条の4の規定に基づく総合教育会議の議事進行を教育長に委ねることなく、当該会議を市長と教育委員会の協議又は調整の場として、適正に運営をすること。
- (2) 市長は、地方教育行政法第21条の規定により、教育委員会の職務権限である学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関することに抵触すると疑念を持たれるような言動は厳に慎むこと。
- (3) 教育委員会は、首長から独立した機関であることをじゅうぶん認識し、特に今回の案件については、教育委員会が答申内容を説明するという目的の場にもかかわらず、市長が答申と逆方向からの目線で説明していると受け取られかねないプレゼンテーションを行うということは、市民に疑念を抱かせるものとして慎むべきである。
- (4) 各種の発言が、学校や教育に関心を示してくれる首長として、好意的な捉え方をされているという一面もあるが、一方で「私の個人的な考えでは」とか「私の思いとしては」という枕詞を付けた後で意向を述べることは、事業を進める中で忖度せざるを得ない状況に陥らせている可能性が否定できないことから、公人として言動に留意されることを求める。
- (5) 令和7年12月定例市議会において、副市長が「現在答申書が示す地域ごとのまとまりや方向性をベースに一定の試算作業を進めているところでございます。ただし、現段階の試算につきましては、あくまで内部検討用のものであり、前提条件によって結果が大きく変動するため、公表できる段階には至っていないことをご理解いただきたいと思います。なお、試算にあたっては、新築や増改築に要する建設費、スクールバスの運営、人件費、経常的な維持管理費などを概算的に積算していきませんが、その他の経費を含め、統廃合の形態や位置などによって大きく異なると考えております。将来の方向性を検討するにあたり、一定の概算規模を把握していくことは重要であると認識をしており、提示のあったモデルケースのように、

複数校を現状のまま維持した場合と一定期間後に統合した場合の概算経費についても合わせて整理を進めているところでございます。現在のところ、これらの経費比較の検討結果につきましては、本年度中に策定を目指している基本方針の中で示して参りたいと考えております。」と答弁している。

しかし、「前提条件によって結果が大きく変動するため、公表できる段階には至っていない」のであれば、「地域ごとの計画」のない基本方針の中で経費比較の検討結果を示すことはできない。よって、整合性のとれていない答弁をすべきではない。

## 2 教育委員会

- (1) 令和7年9月定例市議会で、教育長は、「本年1月22日、西条市学校適正規模・適正配置等審議会の露口健司会長から、本市の公立小・中学校の適正規模・適正配置に向けた基本方針（案）等についての答申書が教育長に提出されました。」と答弁しているが、西条市学校適正規模・適正配置等審議会条例（令和6年西条市条例第1号）第2条の規定に基づき、教育委員会が当該審議会へ諮問し、教育委員会宛に答申を受けたものであり、「答申書が教育長に提出されました。」の答弁は適正でない。

## 3 最後に

今後、市長及び教育委員会は、総合教育会議及び教育委員会の運営にあつては、市立学校の適正規模及び適正配置に係る事務等の執行が、関係法令及び本市の規程に適合し、事務を処理するに当たっては、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に努めるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努め、市民の信頼を損なうことがないよう、適切な事務処理を行うことを強く望む。

また、教育長及び教育委員は、地方教育行政法等関係法令及び教育委員会の規程を遵守し、教育委員会の会議を適正に運用するとともに、教育長は教育委員会が合議制であること及び行政委員会であることを認識し、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督することを強く望む。

## 第7 要望

一連の監査を通じて、今後の西条市行政に資することを目的として、監査の請求を行った西条市議会に対し、次のとおり要望を述べる。

今般、議会が本件監査請求を行った理由については、本市において、教育委員会が諮問した「市立学校の適正規模及び適正配置に関する事項」に関し、西条市学校適正規模・適正配置等審議会が教育委員会へ答申を提出したが、

その後、パブリックコメント等の行政手続が停止しており、教育行政の適正な執行を確保するという観点があると思料される。監査委員としても、市立学校の適正規模及び適正配置に関する事項の適正な行政手続の執行を確保する観点から、教育委員会における業務の手続に関する妥当性について、真摯に監査を行ったところである。

特に、議会からの請求内容において「本来進めるべきパブリックコメント等の正当な行政手続が停止しており、教育行政の停滞は看過できない状況にある。」について、「総合教育会議において、当該答申の内容に市長が異を唱えたことを端緒として」とされていたことから、特に市長の発言及びその意図に意を用いて監査を行った。この点、市長の言動の教育委員会への影響の実態等についての監査であるため、当該実態等に係る記録はなく、関係人の聴取によって判断せざるを得ないことから厳格性を担保できないという実情に照らし、抑制的に事実認定を行った結果、監査委員として判断しかねる結果となった。

もっとも、議会からも影響力の実態等の問題点については、総合教育会議とは記載しているものの、その他市長の言動による影響があったのではないかと疑義の生じる具体的な事実が摘示されていなかった。監査を実施するには、まず事実認定が先行するものであり、かかる事実認定の正確性が監査の有効性を決定づけると言っても差し支えないところ、本件については、問題意識の強さとそれに関する立証の精緻さの程度において不均衡の感は否めない。

そこで、次回以降、議会からの請求に基づく監査に際しては、議会としての一定の事実認定を経た上で、監査委員に対する請求がなされることが望ましいと思料する。

そして、かかる事実認定については、地方自治法第98条第1項に基づく議会の検査を提案したい。これは、本件監査が地方自治法第98条第2項に基づくものであり、これらの定めがいずれも議会の執行機関に対する監視権を定めていることに照らせば、事実認定の精度向上という実務面の要請に限らず、議会と監査委員という異なる機関による事実認定をそれぞれ経ることによって、より多角的な検討を行うことができる点で、同法の趣旨に適うと思料されるからである。

上記「第一項の検査は、①書類及び計算書の検閲、②長その他の執行機関からうける報告の二方法によって行われる。もっぱら書面による検査であり、実地検査は許されないものと解する（行実 昭二八、四、一参照）。実地検査が必要な場合は、第二項の規定により、監査委員に監査を請求すべきである。

（逐条地方自治法 佐藤文俊著）」とされており、本件議会の請求監査は、書面及び関係人調査である。それを前提としても、書面の検査や長その他の執

行機関からの報告の請求までを議会において実施し、その上で、監査委員が必要な範囲で、書面の監査等ないし実地検査によってこれを補充するという形は十分になし得るものと思料する。

さらにいえば、西条市議会においては、地方自治法第100条を根拠とする特別委員会の調査や、各常任委員会における所管事務調査等が適時行われており、上記議会による第1項の検査は十分に実施し得ると考えられる。

以上のとおり、地方自治法第98条が持つ高度の価値を実現するべく、議会と監査委員とがそれぞれの役割を最大限に果たし、もって公共の福祉に資することを期待して、監査委員からの要望とする。